

生活サポート総合補償制度 2020年度改定のご案内

生活サポート総合補償制度は、2020年4月1日より掛金と補償内容の改定を実施いたします。

1. 背景（改定の目的）

生活サポート総合補償制度は、2006年当時、保険業法改正という大きな壁を乗り越え、各地の旧互助会を引き継いだ形で誕生した、知的障害児者・自閉症児者の日々の暮らしをサポートするための他に例のない制度です。

年齢にかかわらず、知的障害児者、自閉症児者の方であればご加入いただけ、また既往症も補償できるという特色から現在、全国の会員数は約136,000人にまで達しました。

一方で会員の高齢化など制度を取り巻く環境も変化し、補償制度の利用率は大きく伸び、保険収支の悪化が加速している状況にあります。そこで当補償制度の安定した維持・発展のため、全国知的障害児者生活サポート協会、AIG損害保険株式会社、ジェイアイシーグループの三者にて約2年にわたり協議を重ね、2019年5月の全国サポート協会総会にて、2020年4月1日より制度改定を実施することが決議されましたのでその内容をお知らせいたします。

2. 2020年度制度掛金・補償内容の変更

① A・Bプランの掛金の値上げを行います。

	改定前	改定後
Aプラン	17,000円	19,500円
Bプラン	23,000円	25,200円

※ Cプランの掛金（22,000円）は変更ありません

② 「付添介護保険金」について、「**3時間以上の付添介護**」を補償の対象とします。

③ **Bプランに、新たに「弁護士費用等補償特約」を付帯**します。

④ 「弁護士費用等補償特約」の補償範囲に、新たに「**弁護士接見費用 ※**」を含めます。

（※）「弁護士接見費用」とは、被保険者の逮捕・勾留中に接見（面会）した弁護士に対して支払う費用をいいます。

3. ご加入条件の変更

- 2020年4月1日時点で満65歳以上の場合、新規でBプランにご加入いただくことはできません。
- 2021年4月1日時点で満65歳以上の場合、新規・切り替えともに、Bプランにはご加入いただけません。
（2021年2月までに既にBプランにご加入の場合は、Bプランのままご継続いただけます。）

4. 改定実施にむけたスケジュール

- 改定内容の詳細について、「2020年度制度会員継続のご案内」（2020年2月頃に発送予定）にて再度お知らせしますので、必ずご確認ください。